

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◆ 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例(消防防災課)

公布された条例のあらまし

◇ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一)

一 別表第五関係)

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当(第七条の三関係)

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十五万五千元(現行二十四万

六千元)に引き上げることとした。

(2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万五千五百円(現行四万四千五百円)に引き上げることとした。

(二) 通勤手当(第十条関係)

(1) 交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額三万円(現行二万二千円)に引き上げることとした。

(2) 自動車等を使用して通勤する職員に対する支給月額を次のとおり改めることとした。

区 分	支 給 月 額	
	現 行	改 正 後
五キロメートル未満	二千円	二千円
五キロメートル以上 十キロメートル未満	三千八百円	四千五百円
十キロメートル以上 十五キロメートル未満	は、六千円 に、あつて は、六千円	六千二百円
十五キロメートル以上 二十キロメートル未満	八千三百円	八千三百円
二十キロメートル以上 二十五キロメートル未満	八千三百円	一万四百円
二十五キロメートル以上 三十キロメートル未満	一万四百円	一万二千五百円

三十キロメートル以上

一万四千六百円

(3) 交通機関等と自動車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、(1)及び(2)と同様に改めることとした。

(三) 寒冷地手当(第十一条の二関係)

(1) 手当の支給に係る基準日を、八月三十一日が日曜日に当たる場合にはその前々日、土曜日に当たる場合にはその前日とすることとした。

(2) 最高限度額の算出基礎額を四十九万四千円(現行四十七万九千円)に引き上げることとした。

(四) 期末手当及び勤勉手当(第十六条の四、第十六条の五関係)

六月期の支給割合を、期末手当にあっては百分の百五十(現行百分の百四十)に、勤勉手当にあっては百分の六十(現行百分の五十)にそれぞれ引き上げることとした。

3 単身赴任手当の新設(第十条の二関係)

単身赴任手当を新たに設け、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員等に対し、月額二万円、さらに職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が一定以上の職員に対し、当該交通距

離の区分に応じて最高一万八千円を加算して支給することとした。

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 単身赴任手当の新設(第四条の五関係)

現業職員に支給する手当として単身赴任手当を新設し、職員の給与に関する条例に準じてその支給要件を定めることとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

三 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 扶養手当(第四条関係)

子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(現行十八歳未満の者)とすることとした。

2 単身赴任手当の新設(第六条の二関係)

企業職員に支給する手当として単身赴任手当を新設し、職員の給与に関する条例に準じてその支給要件を定めることとした。

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、規則で定める日から施行すること。ただし、

寒冷地手当の基準日及び扶養手当に関する改正規定は公布の日から、単身赴任手当に関する改正規定は平成二年四月一日から施行することとした。

2 この条例（寒冷地手当の基準日及び単身赴任手当に関する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例等の規定は、平成元年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

一 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する委員の数を二十六人（現行十六人）の範囲内とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加える。

第七条の三第一項第一号中「二十四万六千円」を「二十五万五千円」に改め、同項第二号中「四万四千五百円」を「四万五千五百円」に改める。

第十条第一項第二号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項第一号中「二万千円」を「三万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千二百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千三百円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万四五百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万二千五百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上である職員 一万四千六百円

第十条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「二万千円」を「三万円」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(単身赴任手当)

第十条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、二万円(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万八千円を超えない範囲内で交通距離の

区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。)又は職員以外の地方公務員であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条の二第一項中「、その前日」を「その前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする」に改め、同条第三項中「四十七万九千円」を「四十九万四千円」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。
 第十六条の五第二項中「、六月に支給する場合には百分の五十二月に支給する場合には」を削る。
 別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	103,400	126,300	146,600	177,800	193,900	212,200	230,100	249,500	280,000	315,100	359,300
2	106,600	132,100	153,700	185,800	202,300	221,100	239,100	258,900	291,500	327,400	374,300
3	110,000	139,000	161,000	193,800	211,000	230,000	248,200	268,400	303,000	339,800	389,400
4	113,500	146,500	168,400	202,100	219,500	238,900	257,300	278,100	314,600	352,200	404,400
5	117,300	153,200	175,900	210,700	228,000	247,800	266,600	288,000	326,300	364,700	419,400
6	121,700	158,700	183,400	219,100	236,400	256,700	275,900	297,800	338,000	377,300	434,400
7	126,300	164,200	190,600	227,300	244,700	265,600	285,300	307,600	349,800	389,900	449,400
8	130,500	169,400	197,700	235,400	252,800	274,700	294,700	317,400	361,600	402,400	464,300
9	134,300	174,100	203,900	243,200	260,900	283,800	304,100	327,100	373,300	414,800	478,800
10	137,700	178,500	209,800	250,700	268,900	293,000	313,500	336,900	384,700	426,700	493,200
11	140,600	182,700	215,600	258,400	276,900	302,300	322,700	346,600	395,500	436,800	504,300
12	143,600	186,900	221,200	266,100	284,500	311,600	331,800	356,300	406,300	446,400	511,500
13	146,100	191,000	226,800	273,300	291,800	320,600	340,400	365,500	415,600	454,400	518,400
14	148,500	194,200	231,900	280,300	299,100	329,200	348,000	374,500	422,900	461,900	524,900
15	150,900	197,200	236,800	286,600	305,000	337,200	354,900	381,900	430,000	466,500	529,700
16	152,500	200,200	241,600	292,700	310,500	343,600	361,000	388,800	434,900		
17		203,100	246,000	297,200	315,500	349,600	366,400	393,400	439,800		
18		205,900	249,700	301,100	319,600	354,000	371,100	397,700	444,100		
19		207,900	253,200	304,800	323,500	358,200	375,300	402,000			
20			255,900	307,700	326,900	362,300	379,500	406,200			
21			258,600	310,400	330,000	366,400	383,700	410,000			
22			261,200	313,100	333,200	370,400	387,400				
23			263,800	315,900	336,400	374,400					
24			266,200	318,700	339,500	378,000					
25			268,600	321,400	342,500						
26			271,000	324,100	345,300						
27			273,300	326,700							
28			275,500	329,100							
29			277,700								
30			279,900								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	119,500	129,400	146,100	186,600	220,900	239,000	256,800	276,100	305,300
2	124,200	134,400	154,000	194,700	229,700	247,900	266,400	285,800	315,100
3	129,200	139,400	162,100	203,200	238,600	256,700	276,100	295,600	325,100
4	134,200	145,800	170,200	211,900	247,300	266,300	285,800	305,300	335,100
5	139,200	153,500	178,400	220,800	255,900	276,000	295,400	315,100	345,100
6	145,300	161,400	186,100	229,600	264,500	285,600	305,000	324,800	355,200
7	152,600	169,000	193,500	238,400	273,200	295,200	314,700	334,600	365,200
8	160,200	176,600	201,000	247,000	281,700	304,800	324,300	344,500	375,300
9	167,500	183,800	208,700	255,400	290,100	314,400	333,900	354,500	385,300
10	175,100	190,900	216,500	263,700	298,500	323,900	343,500	364,500	395,000
11	182,100	198,000	224,100	271,900	306,700	333,400	353,100	374,600	404,500
12	189,200	205,200	231,800	279,700	314,700	342,900	362,800	384,600	414,000
13	196,300	212,700	239,500	287,500	322,600	352,400	372,500	394,100	423,400
14	203,400	220,200	246,600	295,200	330,600	361,900	380,200	403,600	432,500
15	210,600	227,700	254,000	302,700	338,600	371,200	387,600	412,100	441,400
16	217,900	235,200	261,500	310,100	346,200	377,900	394,300	419,800	446,000
17	224,800	241,800	269,100	317,200	353,500	384,200	399,900	424,300	450,600
18	231,200	248,500	276,800	324,500	360,100	389,600	405,200	428,700	454,700
19	237,200	255,200	284,500	331,700	366,100	393,900	409,500	433,000	
20	243,500	261,800	292,000	338,400	370,500	398,100	413,600	437,300	
21	249,700	268,400	299,400	345,000	374,200	402,200	417,700	441,100	
22	255,700	275,100	306,500	351,600	378,000	406,200	421,400		
23	262,000	281,600	313,800	357,400	381,600	410,100			
24	268,200	288,200	321,000	361,300	385,100	413,700			
25	274,200	294,600	327,700	364,700	388,600				
26	280,100	300,900	334,300	368,100	391,800				
27	285,700	307,000	340,900	371,500					
28	291,200	313,100	346,700	374,800					
29	295,500	318,500	350,600	378,100					
30	299,700	323,300	354,000	381,100					
31	304,000	328,100	357,400						
32	308,200	331,300	360,700						
33	310,800	334,400	364,000						
34		337,500	367,300						
35		340,600	370,200						
36		343,300							

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	112,700	140,400	258,300	349,700
2	116,700	148,100	267,800	359,600
3	121,500	155,800	277,100	369,500
4	126,400	163,300	286,500	379,400
5	132,000	170,900	295,700	389,300
6	138,500	178,700	305,000	399,200
7	145,300	186,400	314,300	409,100
8	152,400	194,200	323,500	418,800
9	159,600	201,800	332,900	428,500
10	167,100	209,600	342,300	438,300
11	174,400	217,800	351,600	447,800
12	181,700	226,800	361,100	456,700
13	189,000	236,000	370,100	464,700
14	196,300	245,100	379,100	472,700
15	203,500	254,200	387,900	477,300
16	210,800	263,200	396,700	
17	217,900	272,200	405,400	
18	225,100	281,200	414,100	
19	232,100	290,100	422,800	
20	238,400	299,000	430,600	
21	244,600	307,800	438,200	
22	250,500	316,500	445,600	
23	256,300	325,200	452,800	
24	262,000	334,000	457,000	
25	267,500	342,200		
26	272,800	349,900		
27	278,100	357,600		
28	283,100	365,400		
29	288,200	373,000		
30	291,800	379,700		
31	295,400	386,100		
32	298,900	391,500		
33	302,100	396,400		
34	304,700	401,100		
35	307,100	405,900		
36	309,500	408,900		
37	311,900			
38	314,300			
39	316,600			
40	318,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	112,700	121,500	220,800	345,800
2	116,700	127,500	230,200	354,700
3	121,500	133,800	239,600	363,600
4	126,400	140,400	249,000	372,300
5	132,000	148,100	258,300	381,100
6	138,500	155,800	267,800	389,900
7	145,300	163,300	277,100	398,700
8	152,400	170,900	286,500	407,200
9	159,500	178,700	295,700	414,900
10	166,900	186,400	304,900	422,600
11	173,900	194,200	314,000	429,600
12	180,900	201,800	322,300	436,500
13	187,600	209,600	330,600	442,300
14	194,300	217,800	338,900	447,800
15	200,700	226,800	347,200	451,900
16	207,000	236,000	355,300	
17	213,300	245,100	363,300	
18	219,300	254,200	371,400	
19	225,200	263,200	379,400	
20	230,800	272,200	387,200	
21	236,100	281,200	394,600	
22	241,200	290,000	401,200	
23	246,000	298,800	407,300	
24	250,500	307,500	412,400	
25	254,200	315,400	416,600	
26	257,800	323,100	420,100	
27	261,000	330,800	423,500	
28	263,800	338,200	426,500	
29	266,400	345,100		
30	268,800	351,800		
31	271,100	358,300		
32	273,400	364,500		
33	275,500	370,300		
34		376,000		
35		380,900		
36		385,200		
37		389,300		
38		393,400		
39		396,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	103,500	131,800	210,500	249,300	289,900
2	106,700	139,400	220,200	259,200	301,400
3	110,100	147,800	229,800	269,200	313,000
4	113,700	156,100	239,500	279,200	324,900
5	117,900	164,400	249,200	289,200	336,900
6	123,200	172,800	259,000	299,000	349,700
7	128,700	181,200	268,700	308,600	362,600
8	134,300	189,600	278,300	318,200	375,600
9	141,500	198,000	287,900	327,400	388,600
10	148,800	206,400	297,100	336,500	401,500
11	156,400	214,600	305,500	345,500	414,300
12	164,000	222,700	313,700	354,500	427,000
13	171,600	230,600	321,500	363,400	439,600
14	179,200	238,100	328,400	372,300	452,100
15	186,700	245,600	335,000	381,000	464,500
16	194,200	253,000	341,600	389,700	476,700
17	201,400	259,800	347,900	398,400	488,900
18	208,500	266,600	354,100	407,100	499,400
19	214,600	273,300	360,300	415,600	507,200
20	220,300	279,900	366,100	422,900	514,000
21	226,000	286,500	371,600	430,000	519,800
22	231,600	293,000	376,700	435,100	525,500
23	237,000	299,400	381,500	440,100	529,700
24	242,300	304,600	385,700	444,100	
25	247,300	309,600	389,600		
26	251,300	313,400	393,400		
27	255,100	317,100	396,900		
28	258,100	320,700			
29	261,100	324,300			
30	263,900	327,900			
31	266,600	331,100			
32	269,100				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	179,900	245,900	281,300	364,900
2	189,800	257,500	293,300	376,900
3	200,000	269,400	305,300	388,700
4	211,400	281,300	317,200	400,400
5	222,900	293,200	329,000	412,000
6	234,400	305,000	340,900	423,400
7	245,900	316,800	352,900	434,500
8	257,300	328,500	364,900	445,300
9	268,600	340,200	376,800	456,000
10	279,600	351,800	388,500	466,600
11	289,000	362,000	400,100	477,200
12	297,800	371,700	411,000	487,800
13	306,500	381,200	421,800	498,400
14	315,100	390,400	432,400	509,000
15	323,700	399,500	442,900	518,400
16	332,300	408,600	452,900	527,100
17	340,800	417,600	462,800	535,200
18	348,200	426,600	472,600	541,700
19	353,300	433,600	482,400	547,200
20	358,300	440,300	489,700	552,000
21	361,400	446,400	497,000	
22		450,800	502,000	
23		455,100	506,800	
24		459,300	511,600	
25		463,300	516,400	
26		467,000	520,700	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	106,700	130,600	164,900	187,800	221,100	258,900	290,100
2	110,200	136,200	172,400	195,700	230,200	268,400	301,800
3	114,100	143,200	180,000	203,600	239,400	278,100	313,600
4	118,900	150,100	187,700	211,800	248,600	288,000	325,400
5	123,700	157,000	195,500	220,100	257,800	297,800	337,300
6	129,000	163,900	203,300	228,400	267,100	307,600	349,200
7	134,600	170,800	211,400	236,800	276,300	317,400	361,100
8	141,200	177,600	219,500	245,200	285,500	327,100	373,000
9	147,900	184,700	227,700	253,400	294,700	336,900	384,700
10	153,900	191,600	235,800	261,600	303,900	346,600	395,500
11	159,300	198,300	243,700	269,600	313,100	356,300	406,300
12	164,600	204,300	251,300	277,600	321,900	365,500	415,600
13	169,700	210,300	258,800	285,300	330,300	374,500	422,900
14	174,200	216,300	266,300	292,800	338,300	381,900	430,000
15	178,700	221,900	273,600	300,300	344,800	388,800	437,000
16	182,900	227,400	280,600	306,200	351,200	393,400	441,800
17	187,100	232,600	287,300	311,800	356,800	397,700	446,100
18	191,200	237,500	293,800	317,300	362,000	402,000	
19	194,500	242,300	298,500	321,400	366,300	406,200	
20	197,400	246,800	302,700	325,400	370,400	410,000	
21	200,200	250,300	306,600	329,100	374,400		
22	202,500	253,000	309,600	332,700	378,400		
23	204,500	255,600	312,400	335,900	382,000		
24		258,100	315,100	338,900			
25		260,500	317,800	341,700			
26		262,700	320,500				
27			323,100				
28			325,500				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	111,800	128,500	170,800	191,400	221,600	253,700
2	115,900	134,500	177,200	198,500	229,600	262,600
3	120,100	140,400	184,300	205,700	237,600	271,600
4	124,300	146,500	191,300	212,900	245,500	281,000
5	128,500	152,500	198,300	220,100	253,300	290,500
6	134,500	158,500	205,300	227,300	261,000	299,900
7	140,300	164,500	212,400	234,600	268,600	309,300
8	146,300	170,600	219,300	241,900	276,200	318,800
9	152,300	176,500	226,300	249,100	283,700	328,300
10	158,100	182,600	233,200	256,200	291,000	337,800
11	163,900	188,600	240,100	263,300	298,400	347,300
12	169,700	194,500	246,900	270,400	305,800	356,700
13	175,200	200,300	253,800	277,400	313,200	366,000
14	180,700	206,000	260,700	284,300	320,600	374,900
15	186,100	211,700	267,600	291,100	328,100	383,800
16	191,400	217,300	274,400	297,700	335,600	391,900
17	196,500	222,800	280,800	304,300	342,700	399,900
18	201,600	228,100	287,200	310,900	348,900	407,300
19	206,600	233,300	293,600	317,500	353,900	413,900
20	211,600	238,700	299,700	323,100	358,500	418,300
21	216,400	244,000	305,900	328,400	363,100	422,500
22	221,000	249,200	311,700	333,600	366,800	426,200
23	225,500	254,500	316,700	337,500	370,400	
24	229,500	259,700	321,400	341,300	373,100	
25	233,100	264,900	325,900	344,600		
26	236,600	270,000	329,300	347,700		
27	240,000	274,600	332,700	350,700		
28	243,100	278,800	335,500	353,300		
29	245,700	283,000	338,300			
30	248,200	285,700	341,100			
31	250,700	288,300	343,600			
32	253,100	290,900				
33	255,400	293,500				
34	257,600	296,000				
35	259,800	298,400				
36		300,800				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第四条の四第二号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第四条の四の次に次の一条を加える。

(単身赴任手当)

第四条の五 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。)又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用

の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して知事が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第四条第二項第二号及び第四号中「十八歳未満の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第六条第二号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(単身赴任手当)

第六条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で

生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。)又は職員以外の地方公務員であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員に限る。)

その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)(第十一条の二第一項の改正規定並びに第三条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「企業職員給与条例」という。)(第四条第二項第二号及び第四号の改正規定は公布の日から、第一条中給与条例第一条及び第二条第一項の改正規定並びに第十条の次に一条を加える改正規定、第二条中現業職員

の給与の種類及び基準に関する条例(以下「現業職員給与条例」という。)(第二条及び第三条第一項の改正規定並びに第四条の四の次に一条を加える改正規定並びに第三条中企業職員給与条例第二条第三項の改正規定及び第六条の次に一条を加える改正規定は平成二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)(による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)(第二条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)(による改正後の現業職員給与条例及び第三条の規定(企業職員給与条例第二条第三項の改正規定及び第六条の次に一条を加える改正規定を除く。)(による改正後の企業職員給与条例の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)(の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)(の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けること

となる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「十六人」を「二十六人」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後平成三年七月三十一日までの間に任命される委員(鳥取県防災会議条例第三条第一項ただし書に規定する補欠の委員を除く。)の任期は、同項の規定にかかわらず、同日までとする。